

資料 6 – 参考資料 一覧

1. 能登半島地震・大雨における人材バンクによる支援
2. 能登半島地震・大雨における応援職員の短期派遣
3. 能登半島地震・大雨におけるD.Waste-Netによる支援
4. 公費解体・撤去マニュアルについて
5. 公費解体の主な課題（全体像）
6. 公費解体の課題と対応 申請受付の円滑化
7. 公費解体の課題と対応 共有者全員の同意取得
8. 公費解体の課題と対応 建物性が失われた倒壊家屋等の対応
9. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の発生量推計
10. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物処理のスケジュール
11. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の運搬・処理の計画
12. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和6年8月策定）
13. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和7年1月改定）
14. 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について
（報告書抜粋）

1. 能登半島地震・大雨における 人材バンクによる支援

1. 能登半島地震・大雨における人材バンクによる支援

- 以下の自治体の支援員 91 名、補佐職員 78 名が被災自治体に対して支援を実施。

被災自治体	支援自治体
石川県（県庁）	宮城県仙台市、神奈川県横浜市、熊本県
石川県七尾市	岩手県、東京都練馬区、島根県、島根県出雲市、島根県松江市、岡山県倉敷市、広島県、熊本県西原村
石川県輪島市	北海道函館市、岩手県、宮城県仙台市、宮城県大崎市、秋田県秋田市、福島県郡山市、福島県いわき市、栃木県、埼玉県川越市、神奈川県横浜市、長野県長野市、山梨県、静岡県静岡市、岡山県倉敷市、広島県坂町、福岡県大牟田市、熊本県西原村、熊本県熊本市
石川県珠洲市	宮城県石巻市、長野県長野市、千葉県、静岡県熱海市、岡山県倉敷市、長崎県、熊本県八代市
石川県志賀町	北海道安平町、宮城県仙台市、埼玉県東松山市、東京都、東京都八王子市、山梨県、愛知県豊川市、広島県三原市、愛媛県大洲市、熊本県益城町
石川県能登町	北海道厚真町、宮城県、宮城県東松島市、福島県本宮市、東京都、東京都八王子市、愛知県豊川市、広島県、広島県坂町、熊本県菊池市、熊本県益城町
石川県穴水町	宮城県仙台市、熊本県西原村、熊本県熊本市
石川県中能登町	茨城県常総市
富山県（県庁）、 富山市、氷見市、高岡市、小 矢部市、射水市	千葉県館山市



輪島市の支援を行ういわき市職員
※いわき市撮影



七尾市の支援を行う岩手県職員
※岩手県撮影

2. 能登半島地震・大雨における 応援職員の短期派遣

2. 能登半島地震・大雨における応援職員の短期派遣

※災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等による

・ 県外の自治体から申請受付や契約事務等を行う応援職員を派遣し、被災自治体の体制を強化。

被災自治体	支援自治体	日付
石川県七尾市	青森県青森市、秋田県、福島県、茨城県、茨城県笠間市、茨城県水戸市、栃木県那須塩原市、埼玉県、埼玉県さいたま市、千葉県旭市、千葉県市原市、千葉県船橋市、千葉県松戸市、茨城県取手市、山梨県甲府市、長野県上田市、長野県長野市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県松本市、長野県伊那市、静岡県伊豆の国市、静岡県伊豆市、静岡県藤枝市、静岡県静岡市、静岡県菊川市、静岡県富士宮市、愛知県武豊町、静岡県袋井市、静岡県磐田市、愛知県名古屋市、京都府福知山市、京都府綾部市、兵庫県明石市、兵庫県加西市、兵庫県加古川市、和歌山県、島根県、香川県東かがわ市、福岡県福岡市	1月13日～ 6月29日
石川県輪島市	北海道、北海道斜里町、北海道札幌市、北海道鹿追町、北海道根室振興局、北海道千歳市、青森県八戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、宮城県仙台市、宮城県気仙沼市、山形県、福島県、茨城県銚田市、茨城県利根町、茨城県小美玉市、茨城県日立市、茨城県水戸市、茨城県東海村、栃木県栃木市、埼玉県、埼玉県川口市、東京都調布市、神奈川県、長野県伊那市、長野県松本市、静岡県菊川市、静岡県東伊豆町、岐阜県、岐阜県多治見市、岐阜県垂井町、岐阜県大垣市、岐阜県大野町、岐阜県養老町、岐阜県岐阜市、岐阜県神戸町、岐阜県下呂市、岐阜県各務原市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県可児市、岐阜県白川町、岐阜県飛騨市、岐阜県土岐市、岐阜県海津市、岐阜県中津川市、岐阜県恵那市、愛知県、愛知県豊橋市、愛知県岩倉市、愛知県春日井市、愛知県大府市、愛知県犬山市、三重県津市、三重県東員町、三重県菰野町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県南伊勢町、三重県亀山市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県木曽岬町、三重県紀宝町、滋賀県、滋賀県竜王町、滋賀県長浜市、滋賀県日野町、京都府、京都府綾部市、大阪府堺市、大阪府富田林市、和歌山県和歌山市、兵庫県加古川市、兵庫県明石市、島根県、島根県浜田市、島根県益田市、島根県吉賀町、岡山県鏡野町、広島県、広島県呉市、広島県広島市、広島県福山市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県まんのう町、香川県観音寺市、愛媛県、愛媛県新居浜市、愛媛県大州市、愛媛県鬼北町、愛媛県西予市、徳島県、徳島県美馬市、徳島県鳴門市、高知県土佐町、福岡県、大分県中津市、宮崎県門川町、鹿児島県日置市、沖縄県西原町	2月19日～ 12月27日
石川県珠洲市	北海道士幌町、北海道旭川市、北海道登別市、北海道札幌市、北海道函館市、岩手県陸前高田市、宮城県松島町、福島県福島市、福島県本宮市、福島県田村市、茨城県、茨城県つくば市、茨城県日立市、栃木県、栃木県鹿沼市、埼玉県、埼玉県所沢市、埼玉県新座市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県川口市、千葉県、千葉県船橋市、千葉県佐倉市、千葉県四街道市、神奈川県、山梨県北杜市、静岡県浜松市、静岡県磐田市、静岡県富士宮市、岐阜県養老町、岐阜県各務原市、愛知県、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県阿久比町、愛知県豊橋市、愛知県春日井市、愛知県犬山市、愛知県知多市、愛知県一宮市、愛知県小牧市、愛知県岡崎市、愛知県豊田市、愛知県東海市、愛知県半田市、愛知県瀬戸市、愛知県江南市、愛知県稲沢市、愛知県東浦町、滋賀県、滋賀県高島市、大阪府、大阪府富田林市、大阪府堺市、兵庫県芦屋市、鳥取県、岡山県岡山市、広島県福山市、香川県、愛媛県松山市、福岡県、熊本県熊本市	2月19日～ 12月27日
石川県志賀町	北海道安平町、北海道札幌市、岩手県陸前高田市、宮城県柴田町、秋田県湯沢市、山形県河北町、茨城県河内町、茨城県日立市、茨城県大洗町、埼玉県川口市、埼玉県春日部市、千葉県四街道市、千葉県佐倉市、東京都足立区、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都品川区、東京都町田市、東京都小平市、東京都立川市、東京都渋谷区、東京都調布市、東京都稲城市、東京都小平・村山・大和衛生組合、東京都台東区、東京都豊島区、東京都江東区、山梨県韮崎市、長野県千曲市、長野県白馬村、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県中野市、長野県松本市、長野県長野市、長野県伊那市、長野県栄村、長野県上田市、長野県湖周組合、岐阜県関市、岐阜県養老町、岐阜県岐阜市、岐阜県瑞穂市、岐阜県各務原市、岐阜県関ケ原町、岐阜県北方町、静岡県函南町、静岡県沼津市、静岡県富士市、静岡県掛川市、静岡県三島市、愛知県岩倉市、大阪府富田林市、鳥取県、岡山県新見市、広島県坂町、愛媛県西予市、福岡県北九州市、長崎県長崎市、鹿児島県指宿市、鹿児島県出水市	2月19日～ 5月31日

2. 能登半島地震・大雨における応援職員の短期派遣

※災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等による

- ・ 県外の自治体から申請受付や契約事務等を行う応援職員を派遣し、被災自治体の体制を強化。

被災自治体	支援自治体	日付
石川県能登町	北海道士幌町、秋田県秋田市、青森県弘前市、福島県須賀川市、茨城県取手市、茨城県日立市、茨城県水戸市、茨城県つくばみらい市、栃木県佐野市、埼玉県、千葉県、千葉県富里市、千葉県船橋市、千葉縣市原市、岐阜県大垣市、岐阜県瑞浪市、岐阜県飛騨市、岐阜県羽島市、岐阜県各務原市、岐阜県神戸町、岐阜県土岐市、岐阜県本巣市、岐阜県下呂市、岐阜県多治見市、愛知県阿久比町、愛知県半田市、愛知県田原市、和歌山県新宮市	2月26日～ 6月28日
石川県穴水町	北海道函館市、北海道美唄市、岩手県田野畑村、福島県南相馬市、茨城県利根町、茨城県美浦村、埼玉県ふじみ野市、神奈川県、長野県小諸市、長野県長野市、長野県松本市、長野県木島平村、長野県須坂市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県各務原市、岐阜県安八町、愛知県稲沢市、愛知県小牧市、愛知県知多市、静岡県川根本町、滋賀県、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、滋賀県東近江市、滋賀県高島市、滋賀県守山市、滋賀県長浜市、兵庫県豊岡市、奈良県王寺町、香川県、香川県善通寺市、福岡県北九州市、熊本県熊本市	2月19日～ 7月26日
石川県羽咋市	福岡県福岡市	3月5日～ 3月15日
石川県内灘町	兵庫県西宮市、和歌山県、和歌山県田辺市、長崎県佐世保市、鹿児島県薩摩川内市	3月5日～ 3月29日
石川県宝達志水町	鹿児島県	3月6日～ 3月29日
石川県中能登町	青森県八戸市、鹿児島県	3月13日～ 3月29日
富山県高岡市	神奈川県横須賀市、山梨県甲府市、千葉県松戸市、千葉県船橋市、埼玉県、埼玉県所沢市、埼玉県新座市、神奈川県小田原市、神奈川県相模原市、茨城県土浦市、山梨県山梨市、栃木県上三川町、茨城県東海村、茨城県神栖市	3月4日～ 5月31日
富山県氷見市	茨城県常陸大宮市、茨城県つくば市、茨城県つくばみらい市、茨城県水戸市、群馬県館林市、群馬県前橋市	3月4日～ 3月31日
富山県射水市	茨城県日立市、新潟県小千谷市、栃木県宇都宮市、埼玉県所沢市	3月4日～ 3月29日

3. 能登半島地震・大雨における D.Waste-Netによる支援

3. 能登半島地震・大雨におけるD.Waste-Netによる支援

- ・地震発生以降、専門家を延べ1,173人日、収集運搬車両延べ1,674台を派遣
- ・大雨発生以降、専門家を延べ167人日派遣

	日付	派遣先	派遣団体
地震	1月6日～6月28日	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	持続可能社会推進コンサルタント協会
	1月7日～1月10日	金沢市	におい・かおり環境協会
	1月9日～1月27日、 2月1日～3月2日	金沢市、七尾市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町	日本環境衛生センター
	1月5日～8月30日	金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町	全国都市清掃会議 (仙台市、さいたま市、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、渋谷区、豊島区、北区、練馬区、葛飾区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、京都市、宇治市、八幡市、大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、東大阪市、神戸市、奈良市、岡山市、広島市、高松市、松山市、熊本市)
	1月22日～2月17日	金沢市、輪島市、穴水町	全国清掃事業連合会
豪雨	10月4日～12月6日	輪島市	持続可能社会推進コンサルタント協会

本ペーパーに記載されている団体は一例であり、多くの関係者からご協力をいただき、被災地を支援している。

4. 公費解体・撤去マニュアルについて

4. 公費解体・撤去マニュアルについて

- 能登半島地震により損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、被災市町村における事務が円滑に実施されるよう、留意すべき事項や参考となる情報等を整理した「**公費解体・撤去マニュアル**」を策定。
 - 損壊家屋等を公費解体・撤去する際の手順や留意点
 - 所有者不明の損壊家屋等の解体にあたって活用できる制度の概要
 - 公費解体に係る取扱いについての質疑応答
- 申請書類の合理化や補助対象の考え方等について、現場での課題や要望を踏まえて4度にわたり改訂を実施。

- 1月29日 公費解体・撤去マニュアルの策定
- 2月21日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第2版）
 - ・ 損壊家屋等の解体に係る法的整理について参考資料に追加
- 3月26日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第3版）
 - ・ 公費解体の申請書類の考え方を追加
 - ・ 家屋内に残置された家財・家電等の撤去の考え方を質疑応答集に追加 等
- 4月15日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第4版）
 - ・ 所有者不明建物管理制度の活用について追加
 - ・ 所有者全員の解体の同意が取れない場合の留意点について事例紹介を追加
 - ・ 応急修理制度と公費解体制度の併用について質疑応答集の記載を修正 等
- 5月28日 環境省・法務省事務連絡の発出【P7】
- 6月5日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第5版）
 - ・ 5月28日付け事務連絡を踏まえた記載の追加
 - ・ 解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加
- 8月26日 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」の策定

公費解体・撤去マニュアル第5版 目次

はじめに

1. 損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等

- (1) 公費解体の受付体制等の検討
- (2) 業者との契約
- (3) 緊急に解体を要する場合の留意点
- (4) 工事発注のための積算を行う際の留意点
- (5) 解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点
- (6) 境界標等の保存に関する留意点
- (7) 公費解体の申請書類の考え方
- (8) 解体の際の隣地使用に関する留意点

2. 損壊家屋等の解体・撤去に係る関係者の同意の取得等に関する手順等

- (1) 倒壊家屋等の解体に係る考え方・手順等
- (2) 倒壊家屋等以外の損壊家屋等の解体に係る考え方・手順
- (3) 所有者不明の損壊家屋等の解体
- (4) 関係者の同意の取得等に関する留意点

3. 費用償還

- (1) 利用前の留意点
- (2) 利用に当たっての留意点
- (3) 費用の償還請求に関する留意点

4. 体制の整備

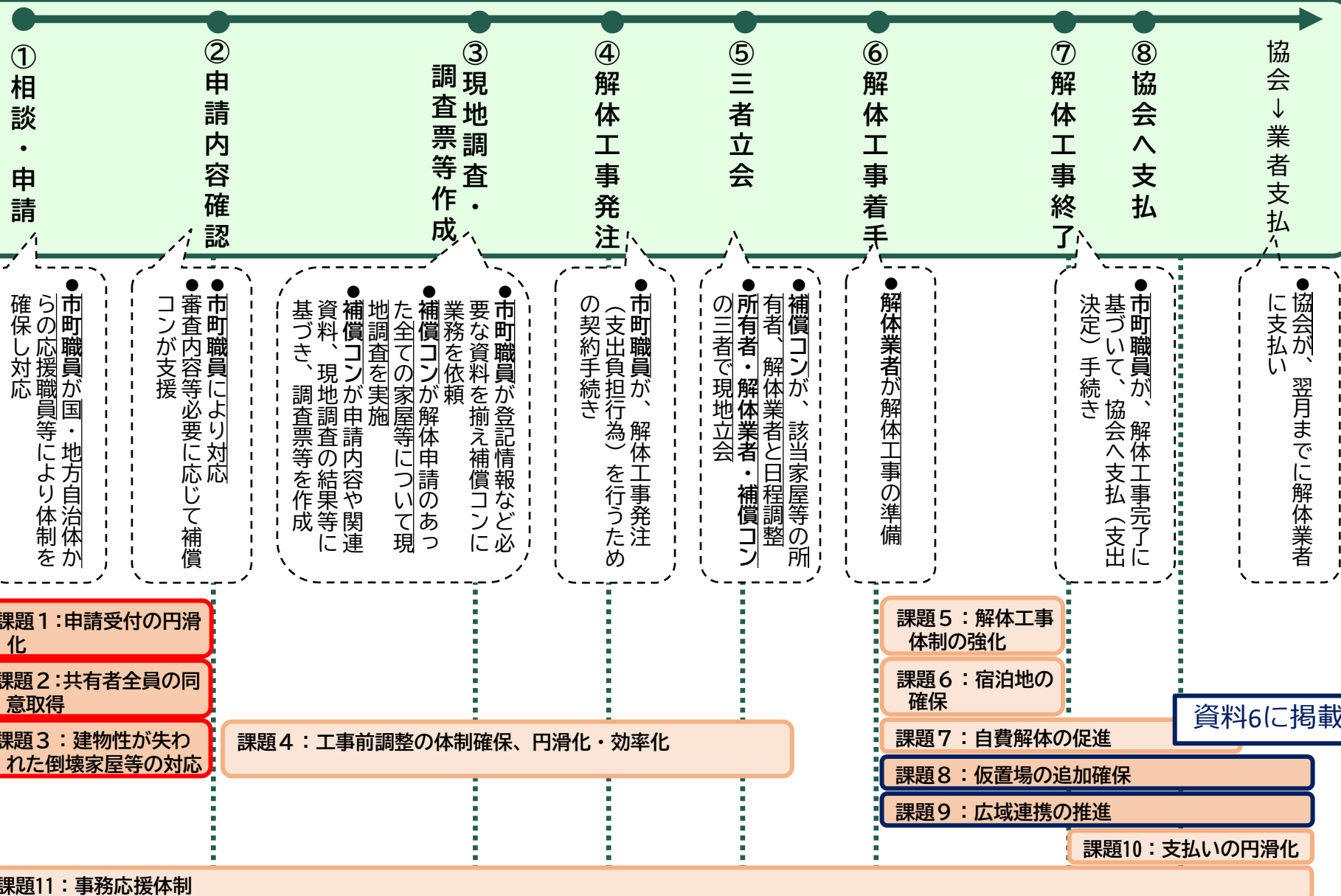
5. 質疑応答集

参考資料

関係事務連絡

5. 公費解体の主な課題（全体像）

5. 公費解体の主な課題（全体像）



6. 公費解体の課題と対応 申請受付の円滑化

6. 公費解体の課題と対応 申請受付の円滑化

公費解体の円滑な運用

- 公費解体を含む災害廃棄物処理補助事業を円滑に運用・活用できるよう、**公費解体・撤去マニュアル等の策定・改訂**を行い、**申請書類の合理化**や**補助対象の考え方**等について被災市町に周知。
- 申請に際して必要となる**相続等への対応**について、**司法書士会等と連携した相談窓口の設置・活用等**について被災市町に周知。

所有者の確認方法

- 損壊家屋等の所有者の確認方法として
 - ①登記されている損壊家屋等の所有者の情報（氏名、住所等）については**不動産登記簿で確認**
 - ②損壊家屋等が未登記の場合には、市町村役場において固定資産評価証明書を取得し、**市町村の備えている固定資産課税台帳**に登録されている所有者又は納税義務者情報を確認することで可能である旨、マニュアルに記載し周知。

申請書類の合理化

- 実印及び印鑑登録証明書に代わる本人確認の方法として、運転免許証やマイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真付証明書を活用することや、登記事項証明書について市町が法務局から登記情報の提供を受けて確認する場合は申請者からの提出を不要とすることが考えられるなど、**申請書類の合理化の考え方**をマニュアルに記載し周知。

相続・同意取得等への対応

- 被災者が申請に必要な**相続、同意手続き**について、**石川県司法書士会等が設置する無料相談窓口**で**相談可能**な旨を事務連絡により周知。

事務処理委託による負担軽減

- 法定相続人等の特定**やその**同意の意向等の確認に関する事務**などを含む解体申請の受付審査等について、市町村担当者のみでは対応が困難であり、補償コンサルタントや行政書士等に委託して実施する場合には補助対象となる旨、マニュアルに記載し周知

補助対象となる建物の一部解体

- 建物の一部解体**の場合であっても、**登記上別棟又は構造上別棟**であると判断できる場合などは**補助対象となり得る**ことについて、マニュアルに記載し周知。

残置物の扱いの明確化

- 災害により損傷するなどし、不要なものとして**処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし**、家屋の解体と併せて撤去する場合は**補助対象**となる旨をマニュアルに記載し周知。

応急修理制度との関係

- 「応急修理制度」を活用した場合は、原則公費解体の対象外だが、その後、液状化の進行などで改めて半壊以上の被害認定を受け解体・撤去が必要となった場合、公費解体の支援対象となり得る旨、マニュアルに記載し周知。

7. 公費解体の課題と対応 共有者全員の同意取得

7. 公費解体の課題と対応 共有者全員の同意取得

共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

- ➡ ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：8頁）。
※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 ※建物性の判断をするに当たり、土地家屋調査士の協力を得ることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 ※市町村が利害関係人として地方裁判所へ申し立てを行う際に必要となる管理費用について、公費解体が施工される場合は、解体に必要な委託費として、補助事業の対象となる - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

- ✓ 今般の公費解体においても、宣誓書方式が活用されていると承知している。
- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。
※※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
※2…建物性が認められない例：㊦建物全体が倒壊又は流失、㊧建物が火災により全焼、㊨建物の下層階部分が圧潰、㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている
 - 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

㊦ 建物全体が倒壊又は流失



㊧ 建物が火災により全焼



㊨ 建物の下層階部分が圧潰



㊩ 建物の壁がなくなり柱だけになっている



8. 公費解体の課題と対応 建物性が失われた倒壊家屋等の対応

8. 公費解体の課題と対応 建物性が失われた倒壊家屋等の対応

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- 輪島朝市では、対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- 行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、がれき撤去は概ね完了。
- 輪島市門前地区・町野地区や蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区における面的な解体撤去にも支援を実施。



9. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の発生量推計



9. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の発生量推計

市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）	市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）
珠洲市	10,940	57.6	132	内灘町	868	4.9	6
輪島市	8,662	34.9	31	津幡町	1	0.0	0
能登町	6,045	31.3	46	金沢市	25	0.1	0
穴水町	5,153	27.5	96	野々市市	0	0	0
奥能登計	30,800	151.3	59	白山市	7	0.0	0
志賀町	4,999	28.9	44	川北町	0	0	0
七尾市	10,310	49.8	24	能美市	8	0.0	0
中能登町	2,320	5.3	14	小松市	32	0.0	0
羽咋市	849	1.8	3	加賀市	22	0.0	0
宝達志水町	46	0.1	0				
かほく市	357	1.8	2	合計	50,644	244.0	7

<推計条件など>

- 災害廃棄物発生量（推計値）
「全壊・半壊建物から発生する解体ごみ」+「家具・家財などの片付けごみ」
- 全壊・半壊建物数の推計方法
 - ① 全壊・半壊数が公表されている市町は、実数値（小松市、加賀市、能美市、川北町）
 - ② 全壊・半壊数が公表されていない市町は、防災科研が提供するデータを活用（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、金沢市、白山市、野々市市、津幡町）
 - ③ 液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用（かほく市、内灘町）

令和6年2月6日石川県記者会見資料

10. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物処理のスケジュール



10. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物処理のスケジュール

■ 令和7年度末の処理完了を目標とする

		令和5年度			令和6年度												令和7年度													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
県災害廃棄物 処理実行計画		★	計画の実行（必要に応じて見直し）																											
		基本 方針	実行計画 の策定																											
県内 処理	仮置場の設置運営	★開設 選定	設置運営																											
	公費解体工事の実施		受付																											
			解体工事実施																											
	災害廃棄物の処理	運搬、処分																												
広域処理		調整																												
		運搬、処分																												

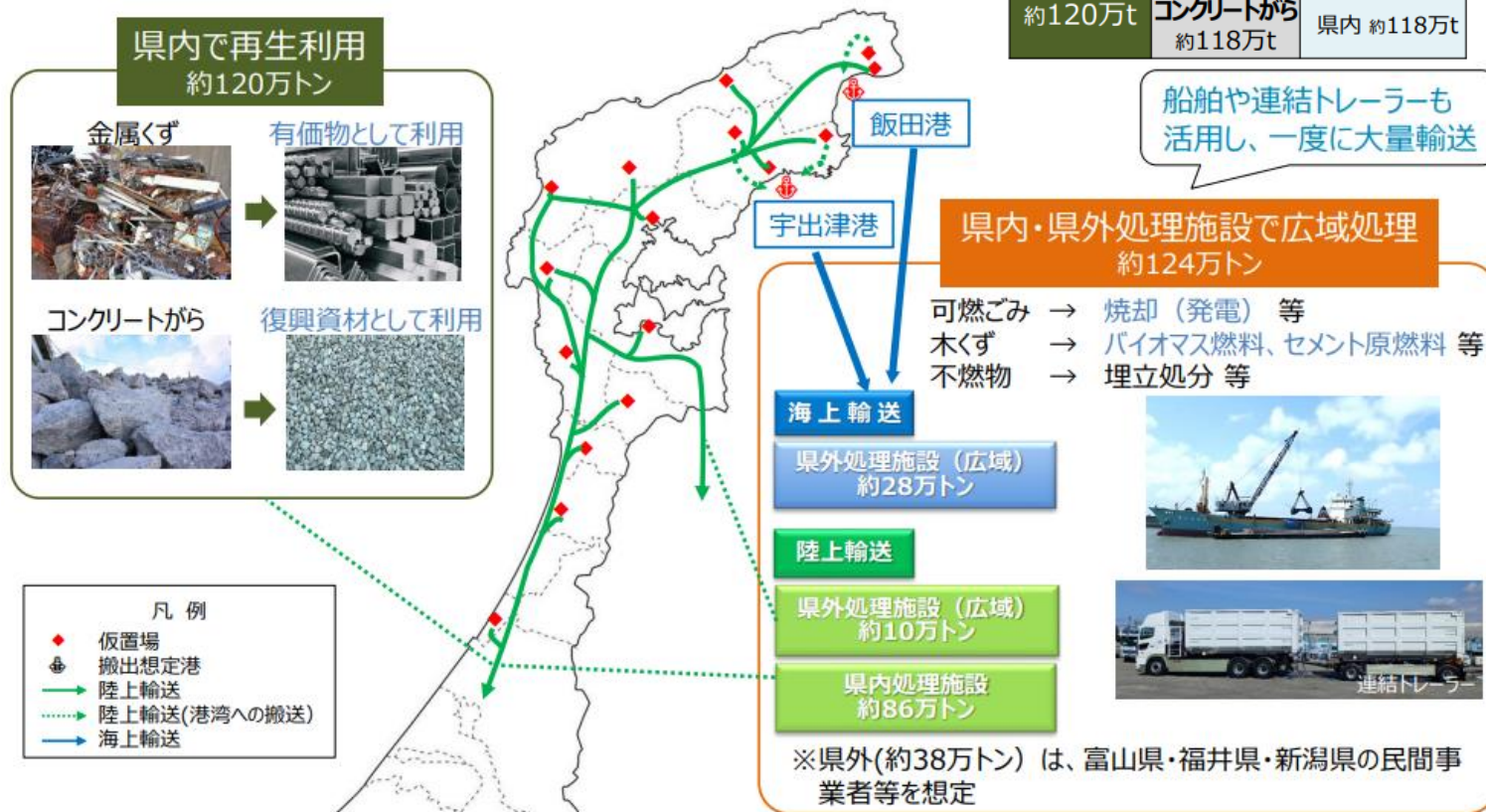
石川県災害廃棄物処理の基本方針（令和6年2月6日策定）

11. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の運搬・処理の計画

11. 石川県の災害廃棄物処理 災害廃棄物の運搬・処理の計画

- 可能な限り分別・選別し、**再生利用**
- 県内の処理施設を活用するとともに、**目標処理期間内での処理完了に向け、海上輸送も活用し、県外で広域処理**

区分	種類別	処理先
処理 約124万t	可燃物 約13万t	県内 約6万t
		県外 約7万t
	木くず 約38万t	県内 約17万t
		県外 約21万t
再生利用 約120万t	不燃物 約73万t	県内 約63万t
		県外 約10万t
	金属くず 約2万t	県内 約2万t
		コンクリートから 約118万t



12. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和6年8月策定）

12. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和6年8月策定）



公費解体加速化プラン

公費解体見込棟数の見直し

令和6年8月26日

石川県・環境省



公費解体見込棟数及び災害廃棄物発生量の見直し

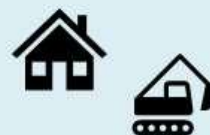


○実行計画(R6.2)では、解体対象を「**22,499棟**」と推計していたが、8月19日時点でこれを大きく上回る「**26,774棟**」の申請

◆ 各市町が被害棟数や申請棟数の推移等を踏まえ、解体棟数を見直し（県とりまとめ）

解体見込棟数 22,499棟 ⇒ **32,410棟**（+9,911棟）

災害廃棄物発生推計量 244万t ⇒ **332万t**（+88万t）



➡ **解体見込棟数は増えたが、解体完了は引き続き来年10月を目標とし、さらに一日でも早い完了を目指す。**

◆ 公費解体の完了目標：令和7年10月末（災害廃棄物の処理完了：令和8年3月末）

◆ **中間目標**：令和6年12月末、1万2千棟解体完了

市町名	実行計画[R6.2]		実績 申請棟数 (R6.8.19)	見直し[R6.8]	
	推計解体棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)		解体見込棟数	災害廃棄物発生 推計量(t)
珠洲市	5,562	575,800	5,811	7,195	756,535
輪島市	3,584	349,000	7,985	9,685	932,990
能登町	2,759	313,100	2,326	2,759	287,739
穴水町	2,490	247,700	2,285	2,451	254,279
七尾市	4,261	497,800	3,088	3,500	362,360
志賀町	2,269	289,500	3,177	4,012	476,656
その他	1,574	167,300	2,102	2,808	250,161
16市町 計	22,499	2,440,200	26,774	32,410	3,320,720

（参考）
○H28熊本地震
・35,675棟
・311万t

○H19能登半島地震
・3,115棟
・25万t



1. 解体完了目標等から逆算したスケジュール管理

月ごとの解体計画

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
解体班数	8	56	120	291	601	650	950	1,060	1,120	1,120	1,120	1,120	1,080	1,080	1,080	1,080	1,000	1,000	750	486
解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	2,036	2,348	2,400	2,265	1,969	1,841	2,315	2,392	2,392	2,315	2,213	1,859	1,593	1,076
解体棟数(累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,432	7,780	10,180	12,445	14,414	16,255	18,570	20,962	23,354	25,669	27,882	29,741	31,334	32,410
解体率(累計)	0.0%	0.5%	1.4%	3.3%	6.8%	10%	17%	24%	31%	38%	44%	50%	57%	65%	72%	79%	86%	92%	97%	100%

ピーク時1,120班
月最大2,400棟解体

降雪影響



実績

中間目標



- 令和7年10月末の公費解体完了から逆算し、**月ごとの解体計画**を設定
- 毎月、**市町ごとの解体完了棟数などの進捗状況を公表**（事業進捗の見える化）
- ピーク時1,120班体制で、**一ヶ月あたり最大2,400棟を解体**
- 12月～3月の冬期の降雪による影響を勘案

※12月～3月の冬期の降雪による影響を勘案

除雪車が稼働する5cm以上の降雪日数
（能登地域で降雪日数の最も多い珠洲市の平年値）
（12月：2.7日、1月：6.4日、2月：5日、3月：1日）



2. 解体工事体制の充実・強化

申請受付・現地調査・工事発注等の円滑化

- 申請受付・現地調査・工事発注等の円滑化

- 発注を管理し、工事前後の調整等を行う管理業務及び現場調査を行うための専門のコンサルタントを増員
- 行政書士等の専門家の活用を推進

解体業者の大幅拡充

- 解体業者の大幅拡充

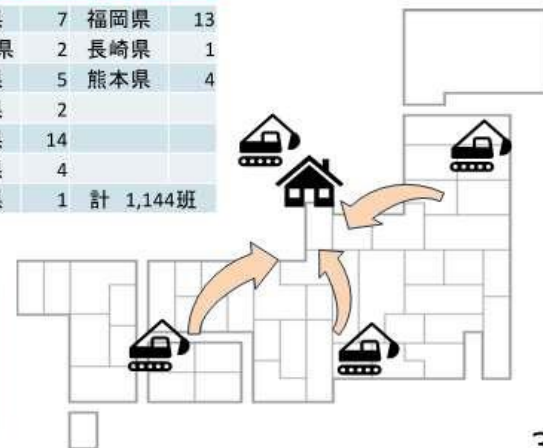
- 解体ピーク時のR6.11～R7.2に1,120班が必要であり、**全国の解体業者の協力を得て、1,144の解体班を確保済**

都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数	都道府県名	班数
北海道	3	東京都	15	岐阜県	48	兵庫県	7	福岡県	13
岩手県	3	新潟県	4	静岡県	3	和歌山県	2	長崎県	1
宮城県	9	富山県	28	愛知県	87	鳥取県	5	熊本県	4
山形県	9	石川県	695	三重県	18	岡山県	2		
福島県	28	福井県	62	滋賀県	3	広島県	14		
埼玉県	7	山梨県	5	京都府	29	徳島県	4		
千葉県	11	長野県	8	大阪府	16	愛媛県	1	計	1,144班

県解体協会の体制強化

- 円滑な作業発注、活動状況の把握・見える化

- 工程管理会議を活用し、円滑な作業発注、活動状況の把握・見える化



2(2). 解体工事体制の充実・強化



県解体協会の体制強化

■ 宿泊先の確保



➤ 民宿・借家・コンテナハウス等により、**必要数約3,400人分を確保済**



コンテナハウス



＜奥能登2市2町での宿泊施設の確保状況＞

	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	合計
必要班数①	239	345	96	79	759
必要人員② (①×4.5人)	1,076	1,553	432	356	3,417
確保済宿泊先③ (④+⑤)	1,053	1,583	450	343	3,429
(民宿・借家等)④	(415)	(818)	(330)	(103)	(1,666)
(コンテナハウス)⑤	(638)	(765)	(120)	(240)	(1,763)
宿泊先過不足 (③-②)	▲23	+30	+18	▲13	+12



2(3). 解体工事体制の充実・強化



自費解体の活用の円滑化

■「公費解体が原則」の方針



「公費解体と自費解体を
クルマの両輪で進める」方
針に変更



- 自費解体ガイド～解体費用の立替えと払戻し～の策定（環境省・石川県）
- ・自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（全国版）（環境省）
- ・石川県お役立ち情報（石川県）
- 解体廃棄物の処理先について、情報提供
- 積替え保管施設や処分施設の設置の働きかけ

手引き



お役立ち
情報



県HP





「自費解体ガイド ～解体費用の立替えと払戻し～」について



全壊・半壊家屋等の所有者等が公費解体申請を行わず、自ら解体事業者に依頼して解体・撤去（自費解体）の費用を立替え、市町から払戻しを受ける場合（費用償還）について、その事務が円滑に実施されるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報等を石川県及び環境省が連携して整理

自費解体ガイド ～解体費用の立替えと払戻し～

- 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」（環境省作成）及び「石川県お役立ち情報」（石川県作成）の内容について、わかりやすく整理

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） の手引き

環境省作成

- 費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順や、市町村・申請者における留意事項等を示すとともに、よくある質問や申請書・見積書の標準様式を掲載

- ・ 費用償還について
- ・ 費用償還の手続きフロー
- ・ 費用償還の留意事項
- ・ 費用償還の算定方法
- ・ よくある質問
- ・ 参考資料

自費解体（解体費用の立替えと払戻し） 石川県お役立ち情報

石川県作成

- 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形や、各市町の案内状況、費用償還の実施例、解体工事が実施可能な事業者、県内の産業廃棄物処理施設などの情報を掲載

- ・ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな形
- ・ 各市町における自費解体の案内状況
- ・ 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例
- ・ 解体工事ができる事業者
- ・ 県内の産業廃棄物処理施設など



3. 災害廃棄物処理体制の拡充

仮置場の追加確保

運用中
仮置場：16箇所



■ 解体見込棟数の増加
に見合った仮置場の
追加確保が必要



6箇所では仮置場
を整備中、
又は設置検討中



仮置場の状況

市町	仮置場	仮置場面積 (m ²)	解体 廃棄物
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000	○
輪島市	輪島第1仮置場	30,000	○
	輪島第2仮置場	22,350	○
	輪島第3仮置場	8,600	○
	候補地 A	10,000	●
	候補地 B	15,000	●
	候補地 C	20,000	●
能登町	宇出津新港	22,000	○
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000	○
	ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000	○
七尾市	七尾大田工業用地	10,000	○
	候補地 D（整備中）	20,000	●

市町	仮置場	仮置場面積 (m ²)	解体 廃棄物
志賀町	富来野球場駐車場	12,000	○
	旧志賀中学校グラウンド	12,000	○
	候補地 E	14,000	●
中能登町	上後山地内	約 5,000	○
	候補地 F	3,500	●
羽咋市	寺家工業団地	13,500	○
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000	○
かほく市	大崎海水浴場駐車場	7,500	○
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000	○
金沢市	戸室新保埋立場内		○

○：運用中 ●：整備中又は検討中

3(2). 災害廃棄物処理体制の拡充



広域処理の更なる拡充

海上輸送の活用

宇出津港・飯田港からの船舶による搬出を7月から開始

県内市町等のごみ処理施設の活用

金沢市内に積替え場所を設置し、大型車両から小型車両に積替え
金沢市以南の県内市町等のごみ処理施設に搬入

仮置場 → 大型車両 → <積替え> → 小型車両 → 市町ごみ処理施設
(連結トレーラー等) (バッカー車等)



県外の自治体ごみ処理施設及び民間処理施設の活用

各仮置場から搬出し、金沢市内で積替えることで、県外の処理施設に効率的に搬入

- ◆ 県外自治体処理施設の活用について、環境省と調整し、協力を要請
受入予定：中部ブロック 4県13市町村等
近畿ブロック 大阪広域環境施設組合
関東ブロック 東京都、横浜市、川崎市（鉄道貨物輸送を活用）
※他の中部・近畿ブロックの自治体も調整中
- ◆ 県外民間処理施設について、県産業資源循環協会が他県協会と調整中

積替え場所

大型車両から小型車両や鉄道コンテナへの積替え

- ・金沢港ふ頭用地：8/7搬出開始
- ・金沢港東部工業用地：検討中

海上輸送

セメント工場・バイオマス発電施設などを想定



陸上輸送
大型車両で直接搬入可能な
ごみ処理施設を想定



鉄道貨物輸送
関東のごみ処理
施設を想定

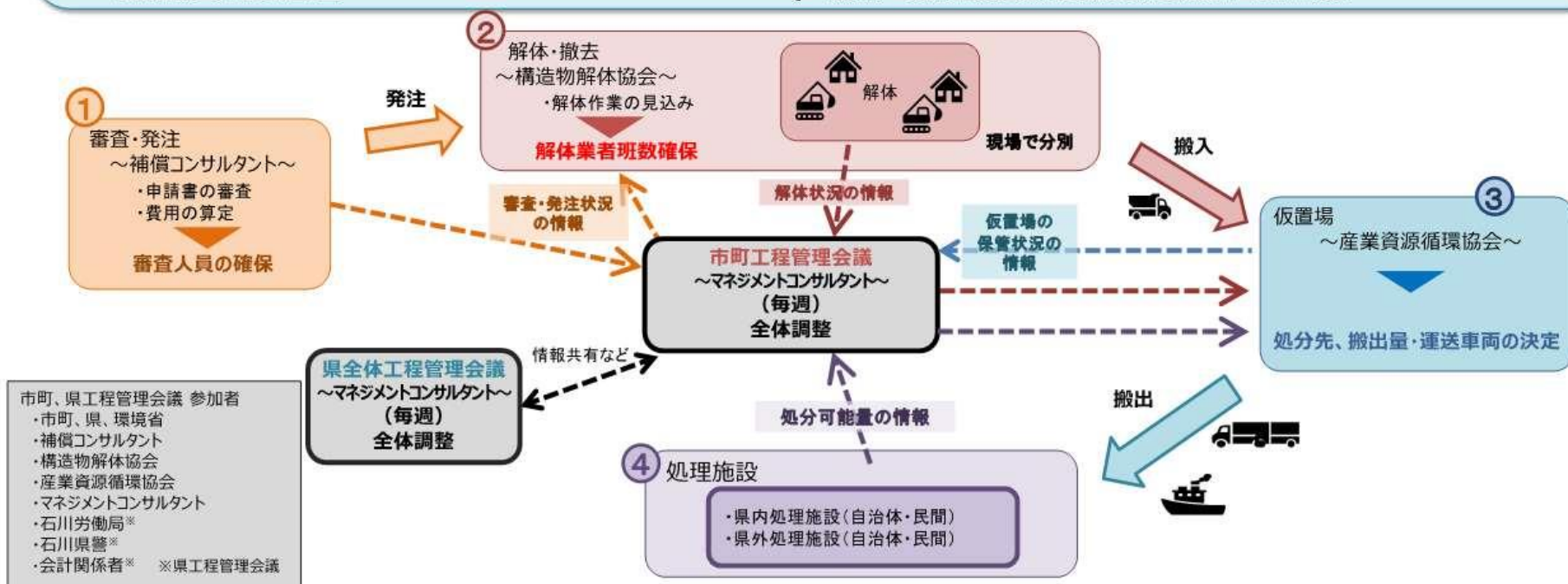
4. 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施



工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

- ◆ 石川県・6市町毎の工程管理会議を通じた「縦横連携」(※)の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底
- ◆ チェックリストを活用し、事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進

※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開



13. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和7年1月改定）

12. 石川県の災害廃棄物処理 公費解体加速化プラン（令和 7 年 1 月改定）



公費解体加速化プランの改定

～公費解体見込棟数の見直しと令和 6 年奥能登豪雨影響の追加～

令和 7 年 1 月 31 日

石川県・環境省



公費解体見込棟数及び災害廃棄物推計量の見直し



○ 加速化プラン【R6.8】では、解体見込棟数を「32,410棟」と推計していたが、R6.12末時点でこれを上回る「34,839棟」の申請

➤ 各市町が申請棟数の推移と奥能登豪雨による影響を踏まえ、解体見込棟数を見直し



地震 解体見込棟数 32,410棟 ⇒ **38,900棟 (+6,490棟)**

地震 災害廃棄物推計量 332万t ⇒ **400万t**

直近の申請ペース
から推計

豪雨 解体見込棟数 **335棟**

豪雨 災害廃棄物推計量 **10万t**

被害棟数や
相談状況から推計

【改定後の合計】

解体見込棟数 **39,235棟**

災害廃棄物推計量 **410万t**

加速化プラン【R6.8】

R7.1改定

市町名	加速化プラン【R6.8】		実績
	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量（t）	申請棟数（R6.12末）
珠洲市	7,195	756,535	7,354
輪島市	9,685	932,990	10,494
能登町	2,759	287,739	3,113
穴水町	2,451	254,279	2,573
七尾市	3,500	362,360	4,501
志賀町	4,012	476,656	3,947
上記以外の市町	2,808	250,161	2,857
石川県全体	32,410	3,320,720	34,839



能登半島地震	
解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量（t）
7,980	838,120
10,991	1,057,033
3,935	410,100
2,703	278,385
5,900	632,071
4,233	502,381
3,158	283,708
38,900	4,001,798



奥能登豪雨	
解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量（t）
43	20,324
276	74,479
16	1,042
—	—
—	—
—	—
—	—
335	95,846



改定後の合計	
解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量（t）
8,023	858,444
11,267	1,131,512
3,951	411,142
2,703	278,385
5,900	632,071
4,233	502,381
3,158	283,708
39,235	4,097,644



1 公費解体の解体完了目標等から逆算したスケジュール管理

- 令和7年10月末の公費解体完了から逆算し、**月ごとの解体計画**を設定
- 1棟あたりの解体日数について実績を基に変更（14日→12日（休日含む））
- 冬季の解体班数の減少を勘案し、**ピーク時1,200班体制**で、**1か月あたり最大約3,100棟を解体**

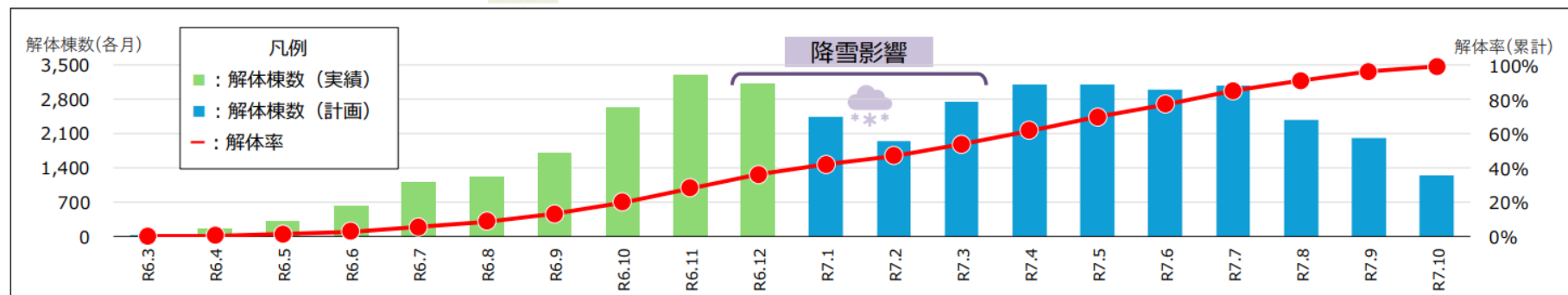
月ごとの解体計画

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
解体班数	8	56	120	247	601	661	982	1,120	1,211	1,256	973	1,021	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,100	800	482
解体棟数(各月)	15	163	288	610	1,112	1,208	1,700	2,638	3,286	3,132	2,450	1,958	2,747	3,096	3,100	3,006	3,095	2,379	2,007	1,245
解体棟数(累計)	15	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	16,602	18,560	21,307	24,403	27,503	30,509	33,604	35,983	37,990	39,235
解体率(累計)	0.0%	0.5%	1.2%	2.7%	5.6%	8.7%	13%	20%	28%	36%	42%	47%	54%	62%	70%	78%	86%	92%	97%	100%

降雪影響

ピーク時1,200班
月最大約3,100棟解体

実績





2 災害廃棄物の処理完了目標等から逆算したスケジュール管理

- 加速化プラン【R6.8】の災害廃棄物の推計量 332万トン、解体見込棟数等の増加に伴い、410万トンに見直し
- 令和6年12月末までに、加速化プラン【改定】の推計量 410万トンの約3割にあたる113万トン処理済み
- 令和8年3月末の災害廃棄物処理完了から逆算し、月ごとの処理計画を設定した。これまで最大22万トン/月だった処理量をピーク時 約27万トン/月まで引き上げるため、運搬体制の強化、広域処理先の拡充などを推進

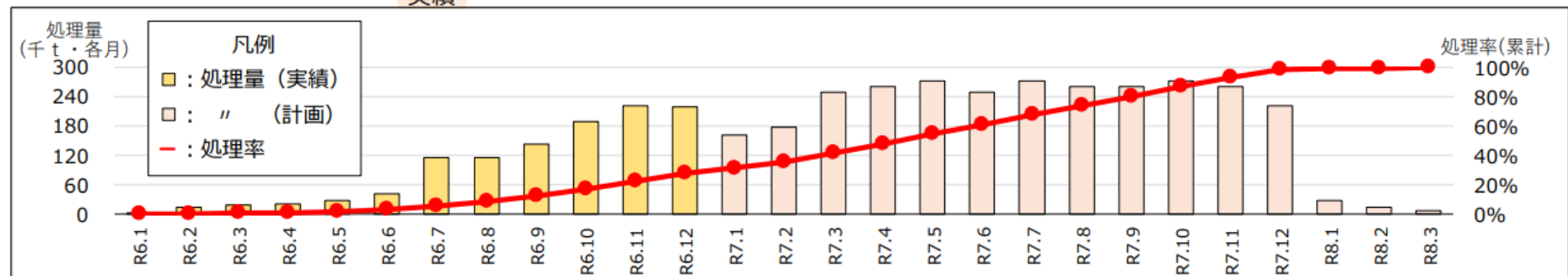
月ごとの災害廃棄物の処理計画

月最大約27万トン

(単位：千トン)

	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
解体ごみの発生推計量			2	17	31	64	116	126	178	278	344	327	256	205	291	328	328	318	327	251	212	132					
処理量(各月)	3	14	19	21	29	43	115	116	143	190	222	219	160	177	249	261	273	249	273	261	261	273	259	221	29	14	8
"(累計)	3	17	35	56	85	129	244	360	503	693	914	1,133	1,293	1,470	1,719	1,980	2,252	2,501	2,773	3,034	3,294	3,567	3,826	4,047	4,076	4,090	4,098
処理率(累計)	0.07%	0.40%	0.86%	1.4%	2.1%	3.1%	6.0%	8.8%	12%	17%	22%	28%	32%	36%	42%	48%	55%	61%	68%	74%	80%	87%	93%	99%	99%	99%	100%

実績



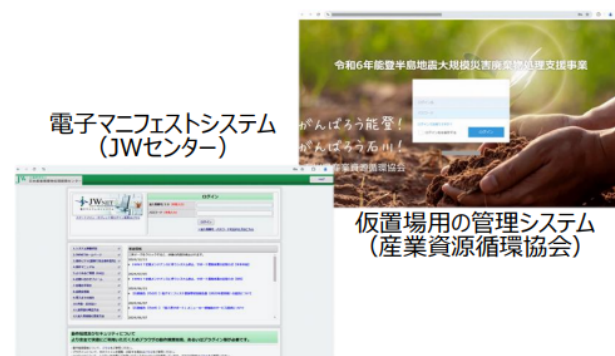
3(1) 災害廃棄物処理体制の拡充（仮置場の運用・管理）



仮置場の効率的な運用・管理

○ 公費解体がピークを迎えたことに伴い、搬入車両や、積込に時間を要する搬出車両の増加により、仮置場内が混雑

- 市町、構造物解体協会及び産業資源循環協会とともに、搬出車両への積込作業スペースの確保や、仮置場への搬入時間と搬出時間を分けるなど、**仮置場の効率的なオペレーションについて検討**
- 従来、紙媒体を用いていた**廃棄物の量などを記載したマニフェストの電子化**や、仮置場の搬入車両や廃棄物量をリアルタイムで把握する管理システムにより、処理状況などの**管理の一層の効率化を図る**



仮置場の設置状況（R7.1末）

市町	仮置場	面積（m ² ）
珠洲市	ジャンボリー跡地	120,000
輪島市	輪島仮置場 1	30,000
	輪島仮置場 2	22,350
	輪島仮置場 3	8,600
	輪島仮置場 4（R6.12.9 運用開始）	14,700
能登町	宇出津新港	22,000
穴水町	穴水港あすなろ広場横	20,000
	旧ホクエツ工業(株)穴水工場跡地	10,000
七尾市	七尾大田仮置場	15,800
	七尾津向仮置場（R6.11.5 運用開始）	15,000
	七尾中島仮置場（R7.1.20 運用開始）	15,000

市町	仮置場	面積（m ² ）
志賀町	富来野球場駐車場	12,000
	旧志賀中学校グラウンド	12,000
	候補地 A（整備中）	14,000
中能登町	後山仮置場	6,650
	金丸仮置場（R6.11.1運用開始）	3,000
羽咋市	寺家工業団地	13,500
宝達志水町	町民センター アステラス駐車場	6,000
かほく市	旧大崎海水浴場駐車場	7,500
内灘町	蓮湖渚公園内調整池	6,000
金沢市	戸室新保埋立場内	
計	21箇所	—

仮置場の設置状況

R6.8末 : 16
 (+4)
 R7.1末 : 20



3(2) 災害廃棄物処理体制の拡充（運搬体制）

運搬体制の強化

➤ これまで最大22万トン/月だった処理量を、ピーク時 27万トン/月まで引き上げるため、**運搬体制の強化を進める。**

陸上輸送

車両の追加

0.6万台/月（R6.6）
1.3万台/月（R6.8）
2.0万台/月（R6.10）
2.2万台/月（R6.12）

↓
2.9万台/月（R7.4 予定）



積替え場所

大型車両から小型
車両や鉄道コンテ
ナへの積替え



海上輸送

セメント工場・バイオマス発電施設など

鉄道貨物輸送

関東のごみ処理施設・
再生利用施設

陸上輸送

大型車両で直接搬入可能
なごみ処理施設・再生利
用施設など

海上輸送

船舶の追加

1→3隻（R6.12～）※追加調整中

港の追加

飯田港、宇出津港、穴水港
七尾港（R6.12～）



鉄道貨物輸送

廃棄物専用コンテナの追加

37基（横浜市、川崎市より借受）

↓
最大100基追加予定

（東京都が新たに整備
するコンテナを借受）





3(3) 災害廃棄物処理体制の拡充（広域処理先）

広域処理先の拡充

➤ 大量に発生する解体ごみを円滑に処理するため、さらなる**広域処理先の拡充を進める**。

県外自治体処理施設（R6.8末 0自治体 ⇒ R7.1末 30自治体）

富山県（2自治体） 福井県（1自治体） 岐阜県（5自治体）
 愛知県（7自治体） 三重県（2自治体）
 長野県（2自治体・R6.12、R7.1～）
 ★東京都（9自治体 うち、3自治体はR7.1～）
 ★神奈川県（1自治体）
 大阪府（1自治体・R7.1～）



県外民間処理施設（R6.8末 8業者 ⇒ R7.1末 18業者）

富山県（6業者） 福井県（2業者） ■新潟県（3業者）
 滋賀県（2業者） 長野県（1業者） 奈良県（1業者）
 神奈川県（1業者・R6.12～） 山梨県（1業者・R6.12～）
 愛知県（1業者・R7.1～）
 ★関東の複数の民間処理施設（R7.2～予定）
 この他、複数の施設での受入について調整中

■ 海上輸送
 ★ 鉄道貨物輸送

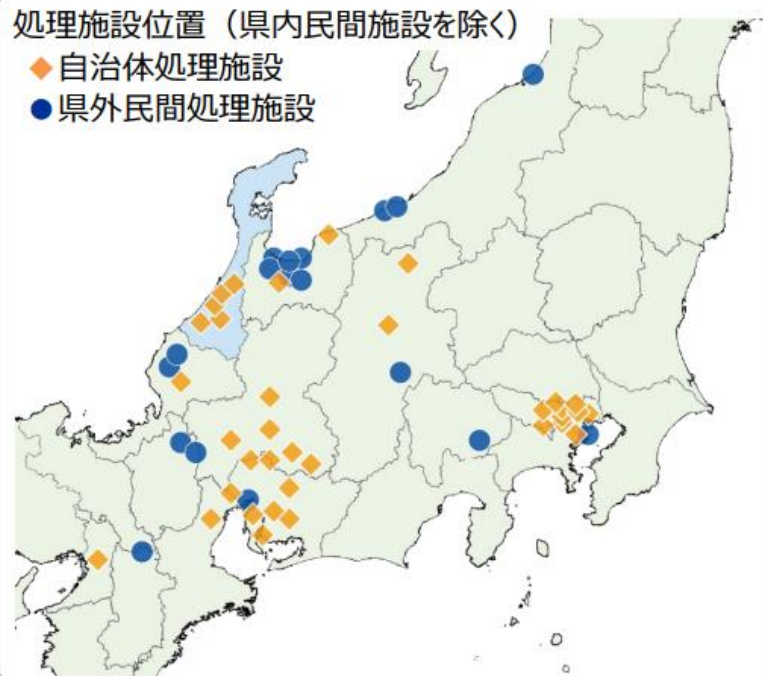


（参考）県内民間処理施設の新設状況

輪島市（埋立処分場・R6.8～）
 志賀町（埋立処分場・R6.10～）

処理施設位置（県内民間施設を除く）

◆ 自治体処理施設
 ● 県外民間処理施設



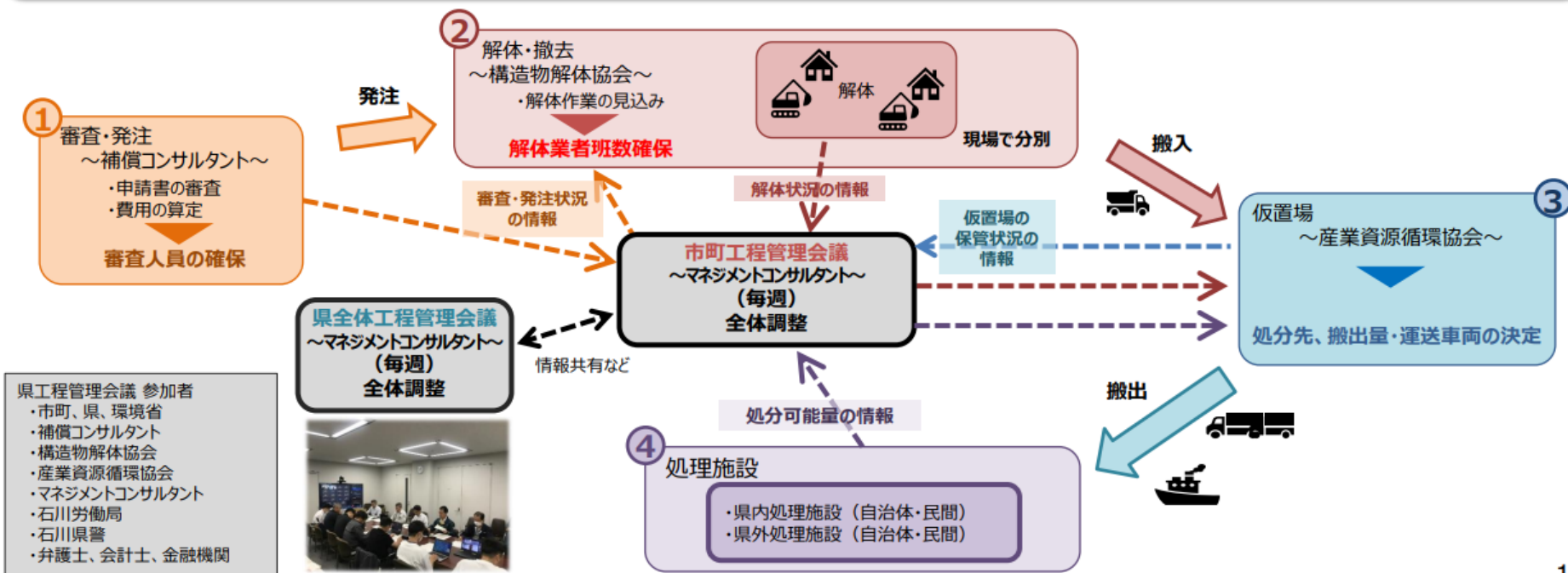
4 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施



工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

- ◆ 石川県・6市町毎の工程管理会議を通じた「縦横連携」(※)の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底
- ◆ 事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進

〔※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善〕
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開



14. 令和6年能登半島地震を踏まえた 災害対応の在り方について

中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応 検討ワーキンググループ（令和6年11月）

○罹災証明交付後の速やかな公費解体の実施

【公費解体】

【現状と課題】

- ・ 災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うこととなるが、被災地の迅速な復旧を図るため、全壊家屋等については、市町村は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用しての解体（いわゆる公費解体）を実施することができる。
 - ・ 一方、公費解体の実施においては、公費解体を担当する市町村廃棄物部局が、普段従事している業務の内容と大きく異なる、損壊家屋等の解体・撤去や所有者の特定等の業務を行うこととなり、不慣れな作業を行うことを余儀なくされたほか、公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等に多くの人手が必要となった。
 - ・ 公費解体の加速化に向けて、以下の取組が行われた。
 - － 市町において事前に公費解体を実施するための体制や要綱等を準備できていなかったことが、発災直後から公費解体が進まなかった一因という指摘があった。このため環境省は、公費解体に係るマニュアルを策定し周知を行った。
 - － 罹災証明交付は1月から開始されたが、公費解体申請受付は2～4月に始まった。申請の円滑化の観点から、罹災証明書の交付後の速やかな公費解体申請受付に課題があった。
- 公費解体の申請の際に、自治体側が罹災証明等により既に把握している情報については、申請者からの罹災証明書等の確認書類の提出を不要とするなどの連携した対応が行われた例もあった。
- － 公費解体の申請手続等の円滑化のため、行政書士会の協力による申請手続の支援が行われた。また、共有者等が複数人いる損壊家屋等への対応として、建物性の失われた倒壊家屋等については関係者全員の同意取得を不要とし法務局登記官の職権による滅失登記手続も活用可能であること、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については所有者等又はその所在が判明しない場合などには、民法の所有者不明建物管理制度やいわゆる「宣誓書方式」も活用可能といった内容の事務連絡を環境省と法務省が連名で発出するなどにより申請手続の簡素化等が行われた。
 - － 解体工事の加速化に関しては、補償コンサルタントの体制確保・強化による工事前調整（現地調査や費用算定の手法等の解体工事発注前に行われる手続）の円滑化・効率化や、マネジメントコンサルタントを活用した解体廃棄物処理までの全体進捗管理といった取組が行われている。
- ・ この結果、4月末時点での公費解体の進捗状況は、推計解体棟数22,499棟数に対し、申請棟数は10,279棟、解体完了棟数は178棟ととどまっていたものの、令和6年10月末時点での公費解体の進捗状況は、解体見込棟数32,410棟数に対し、申請棟数は31,865棟、解体完了棟数は7,734棟となっている。

【実施すべき取組】

- ・ 国は、今回の災害での取組について今後の災害でも適用できるようマニュアル化・全国展開を行ってきたが、今後の検討を踏まえ、継続してマニュアル等の改訂に努める必要がある。また、以下の事項について検討を進める。
 - － 発災後早期に公費解体を開始するため、罹災証明書の交付後、速やかに解体申請を受け付けるための仕組みや体制を構築
 - － 被災者の負担軽減の観点から、行政機関が保有する情報（被災者情報、課税情報等）を活用し、公費解体（自費解体含む。）の申請書類を更に簡素化
 - － 発災後速やかに解体工事に着手するため、工事前調整や進捗管理等に必要なシステム・実施体制を構築
 - － 全壊・半壊家屋の地図データの活用等、面的・効率的に解体を行う手法を確立
- ・ 今後起こり得る大規模災害に備え、都道府県・市町村においては、公費解体に係る要綱等をあらかじめ整えておくなど、平時から体制を準備する必要がある。

13. 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書抜粋）②

中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応 検討ワーキンググループ（令和6年11月）

○罹災証明交付後の速やかな公費解体の実施

【災害廃棄物処理】

【現状と課題】

- ・市町村は、その区域内において発生する災害廃棄物を処理する責任を有している。
解体工事の加速化に伴い大量の解体廃棄物が発生することで、災害廃棄物仮置場への搬出入車両の増加による交通渋滞の発生や、区域内の処理施設の処理能力が逼迫し、広域での処理が必要となった。
- 上記課題への対応として、渋滞の発生状況について確認を行うとともに、海上輸送、道路輸送、鉄道輸送により県外での広域処理を実施している。
- ・今回の災害では、例えば珠洲市において住家被害が3,817棟、非住家被害が6,100棟発生（いずれも半壊以上）し、非住家の被害が多かった。

【実施すべき取組】

- ・発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、平時の備えとして、発災後も市町村が廃棄物処理事業を継続するための実施体制や指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等に関する計画（事業継続計画）を作成し、災害廃棄物処理計画等に反映することが重要である。
- ・今後の災害に向けて、国においては以下の事項について検討を進めるとともに、市町村においては発災時に速やかに対応できるよう平時から体制を準備する必要がある。
 - －災害廃棄物処理計画の策定率向上と実効性確保に向けた災害廃棄物処理計画の見直しに関する取組
 - －災害廃棄物処理を経験し知見を有する自治体職員や、専門家・コンサルタント・廃棄物処理関連団体等の応援派遣に関し、能登半島地震における対応の振り返りを行い、外部人材の活用、民間団体との連携強化
 - －能登半島地震における対応の振り返りを踏まえた災害廃棄物対策指針・技術資料等のマニュアル類の見直し